

2024年11月21日  
松阪市観光交流課

松阪市インフルエンサーを活用した東南アジア向け観光情報発信業務プロポーザル実施要領、仕様書等への質問に対する回答

ページ	質問内容	回答
仕様書1ページ 6. 業務内容 (1)インフルエンサーの選定・招聘の1)	シンガポール人に対して影響力のあるインフルエンサーであれば、招聘するインフルエンサーはシンガポール人でなくても宜しいでしょうか？	シンガポール人に対して影響力のあるインフルエンサーであれば、招聘するインフルエンサーはシンガポール人でなくても構いません。 提案時に、選定理由及び根拠を明確にしてください。